

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

政府は、女性の活躍を促進するため、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を掲げ、女性活躍担当大臣を新設した。

また、女性の職業生活における活躍の推進を図るため、国は役務や物件の調達に当たって、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施状況などが優良な一般事業主等への受注の機会をふやすとしている。

今後、我が国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ、一層加速化していかなければならない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方公共団体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
- 2 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための充実した支援措置を講ずること。
- 3 職業生活と家庭生活を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや保育と子育て支援施策を着実に実施すること。
- 4 同一労働にもかかわらず男女間に生ずる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講ずること。
- 5 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受けるマタニティー・ハラスメント（マタハラ）の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務づけること。
- 6 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
- 7 女性の健康の包括的支援に関する法律の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

宛(各通)